

会社更生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第二百六十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

会社更生法施行令（平成十五年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「より取締役」の下に「（更生会社が監査等委員会設置会社である場合にあつては、監査等委員（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第二項に規定する監査等委員をいう。）である取締役又はそれ以外の取締役）」を加え、「会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号」を「同法第四百条第一項」に、「委員会を」を「各委員会を」に改め、同条第二項中「、第三号若しくは第七号」を「から第四号まで若しくは第八号」に改める。

第七条中「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。

第八条中「場合において、次の各号に掲げる場合に該当する」を削り、「当該各号に定める」を「商業登記法第六十五条第三号に掲げる」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める書面の添付をも要しな

い。

第八条第二号中「第六十五条各号」を「第六十五条第一号及び第二号」に改める。

附 則

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。